

事業主各位

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

死亡事故事例から学ぶ安全対策 用途外使用の危険性・クレーンモード使用時の 正しい使い方を再確認！

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者
安全衛生教育<再教育>の実施について(ご案内)

労働安全衛生法第60条の2では、事業者は危険又は有害な業務に現に就いている者に、その業務に係る安全教育を行うよう努めるとされており、関連通達に示す指針により、5年ごとに一定時間数の定期教育を行うよう求められています。

標記建設機械による死亡災害は宮城県内では毎年のように発生し、法違反で送検される事例も相次いでいます。事故に関連する運転者の多くは有資格者であったことから、災害防止のため、体系的な安全教育の継続が必要です。

キャリアアップシステムの能力評価基準においても、当該再教育修了者の位置づけが高く評価されています。

この度、当支部では、死亡災害事例からオペレーターが注意すべき点やクレーンモード使用時の操作上の留意点を加えて、下記により標記教育を実施しますので、該当運転者に受講させていただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時(予定) 令和7年度(後半)

- ① 令和7年12月12日(金)
- ② 令和8年2月13日(金)

2. 開催場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

3. 教育の対象者

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者の資格を有し、同建設機械の運転業務に就いて概ね5年以上経過している方

4. 受講料 10,000円(テキスト・副読本代、消費税含)

当支部会員または当支部で標記技能講習を修了された方
9,000円(テキスト代、消費税含)

5. 申込方法 建災防宮城県支部ホームページの「予約システム」で予約IDを取得後、別紙申込書を郵送してください。

(申込書受領後、受講票と受講料請求書をお送りします)

6. 定員 30名

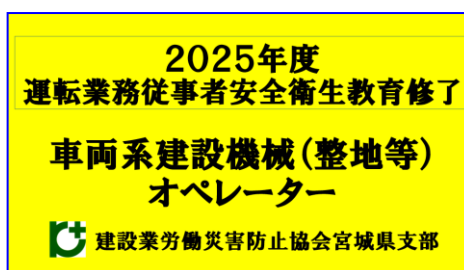
7. 申込先 〒980-0824
仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
TEL 022-224-1797

8. 教育カリキュラム

- ・ 最近の車両系建設機械及びクレーン機能付き車両の安全装置等について…2時間
- ・ 車両系建設機械及びクレーン機能付き車両の取り扱いと保守……………2時間
- ・ 死亡事故等災害事例と再発防止策及び関係法令 ……………2時間

計 6 時間

9. 修了証 全科目受講された方に修了証を交付します。



修了者交付ステッカー